

令和6年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録（3日目）

1. 招集年月日 令和6年3月5日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和6年3月7日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平 田 康 範 君	2	川 副 剛 君	3	横 田 博 茂 君
4	永 田 勝 美 君	5	長 谷 川 忠 君	6	阿 部 豊 君
7	永 安 文 男 君	8	橋 本 義 雄 君	9	須 藤 敏 規 君
10	淡 田 邦 夫 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	中 村 義 治 君	教 育 長	黒 川 雅 孝 君
総 務 理 事	大 平 弘 明 君	事 業 理 事	今 道 晋 次 君	総 務 課 長	落 合 健 治 君
庁舎建設室長	山 本 勝 憲 君	税 財 政 課 長	藤 永 大 治 君	住民福祉課長	松 本 典 子 君
保険環境課長	宮 原 良 之 君	多世代包括支援 センター長	松 尾 直 美 君	企画商工課長	中 道 隆 介 君
建 設 課 長	山 村 輝 明 君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	作 永 善 則 君	水 道 課 長	安 達 伸 男 君
会 計 管 理 者	藤 永 尊 生 君	教 育 次 長	井 手 守 道 君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	荒 木 洋 介 君	議 会 事 務 局 書 記	濱 野 聡 君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第23号 令和5年度 佐々町一般会計補正予算（第9号）

日程第3 議案第24号 令和5年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第4 議案第25号 令和5年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第5 議案第26号 令和5年度 佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

- 日程第6 議案第27号 令和5年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第28号 令和5年度 佐々町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第29号 令和5年度 佐々町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第30号 令和6年度 佐々町一般会計予算
- 日程第10 議案第31号 令和6年度 佐々町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第32号 令和6年度 佐々町介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第33号 令和6年度 佐々町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第34号 令和6年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第14 議案第35号 令和6年度 佐々町水道事業会計予算
- 日程第15 議案第36号 令和6年度 佐々町公共下水道事業会計予算

9. 審議の経過

（10時00分 開会）

— 開会 —

議長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、令和6年3月第1回佐々町議会定例会の本会議の3日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、9番、須藤敏規君、1番、平田康範君を指名します。

これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第2 議案第23号 令和5年度 佐々町一般会計補正予算（第9号） —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第2、議案第23号 令和5年度佐々町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第23号 朗読）

中身につきましては、税財政課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。1款町税、補正額763万円、計16億1,248万2,000円、1項町民税、補正額144万2,000円、計7億2,253万3,000円、2項固定資産税、補正額59万5,000円、計7億562万7,000円、3項軽自動車税、補正額59万3,000円、計5,732万2,000円、4項町たばこ税、補正額500万円、計1億2,700万円。

2款地方譲与税、補正額減額2,000円、計5,515万6,000円、3項森林環境譲与税、補正額減額2,000円、計615万6,000円。

6款法人事業税交付金、補正額減額1,300万円、計2,000万円、1項法人事業税交付金、補正額、計とも同額です。

7款地方消費税交付金、補正額減額388万2,000円、計3億4,211万8,000円、1項地方消費税交付金、補正額、計とも同額です。

10款地方交付税、補正額4,727万1,000円、計18億9,768万4,000円、1項地方交付税、補正額、計とも同額です。

12款分担金及び負担金、補正額減額135万3,000円、計3,853万5,000円、1項負担金、補正額減額114万6,000円、計3,804万5,000円、2項分担金、補正額減額20万7,000円、計49万円。

13款使用料及び手数料、補正額減額67万6,000円、計1億9,458万円、1項使用料、補正額減額71万6,000円、計1億5,119万2,000円、2項手数料、補正額4万円、計4,338万8,000円。

14款国庫支出金、補正額4,513万5,000円、計17億922万8,000円、1項国庫負担金、補正額1,676万2,000円、計7億7,715万2,000円、2項国庫補助金、補正額2,833万円、計9億2,888万7,000円、3項委託金、補正額4万3,000円、計318万9,000円。

15款県支出金、補正額減額948万5,000円、計5億2,506万2,000円、1項県負担金、補正額703万1,000円、計3億6,453万2,000円。

2ページをお願いいたします。

2項県補助金、補正額減額1,541万8,000円、計1億2,678万9,000円、3項委託金、補正額減額109万8,000円、計3,374万1,000円。

16款財産収入、補正額511万6,000円、計4,602万2,000円、1項財産運用収入、補正額183万2,000円、計2,221万1,000円、2項財産売却収入、補正額328万4,000円、計2,381万1,000円。

17款寄附金、補正額減額500万円、計5,614万3,000円、1項寄附金、補正額、計とも同額です。

18款繰入金、補正額減額622万7,000円、計7億6,407万1,000円、1項基金繰入金、補正額、計とも同額です。

20款諸収入、補正額1,600万円、計1億2,164万7,000円、1項延滞金、加算金及び過料、補正額62万4,000円、計92万4,000円、3項貸付金元利収入、補正額17万4,000円、計5,067万4,000円、4項雑入、補正額減額92万2,000円、計5,391万9,000円、5項受託事業収入、補正額1,612万4,000円、計1,612万4,000円。

21款町債、補正額減額1,110万円、計22億8,920万円、1項町債、補正額、計とも同額です。

歳入合計補正額7,042万7,000円、計100億3,350万6,000円。

3ページをお願いいたします。

歳出。1款議会費、補正額減額231万1,000円、計8,185万9,000円、1項議会費、補正額、計とも同額です。

2款総務費、補正額減額3,026万4,000円、計20億2,369万2,000円、1項総務管理費、補正額

減額2,779万2,000円、計18億8,857万3,000円、2項徴税費、補正額減額249万1,000円、計6,670万2,000円、3項戸籍住民基本台帳費、補正額136万7,000円、計5,437万8,000円、4項選挙費、補正額減額115万9,000円、計1,137万1,000円、6項監査委員費、補正額減額18万9,000円、計209万4,000円。

3款民生費、補正額1,866万2,000円、計23億6,201万1,000円、1項社会福祉費、補正額646万2,000円、計12億2,896万9,000円、2項児童福祉費、補正額1,220万円、計11億3,284万2,000円。

4款衛生費、補正額減額1,558万6,000円、計24億5,478万2,000円、1項保健衛生費、補正額減額1,545万1,000円、計4億7,175万5,000円、2項清掃費、補正額減額13万5,000円、計19億7,653万8,000円。

6款農林水産業費、補正額減額953万4,000円、計1億7,828万6,000円、1項農業費、補正額減額828万8,000円、計1億6,828万4,000円、2項林業費、補正額減額124万6,000円、計980万2,000円。

7款商工費、補正額減額135万9,000円、計1億7,041万5,000円、1項商工費、補正額、計とも同額です。

8款土木費、補正額減額1,034万9,000円、計7億8,302万3,000円、1項土木管理費、補正額減額1,267万4,000円、計8,416万5,000円、2項道路橋梁費、補正額3,591万5,000円、計1億9,460万9,000円、3項河川費、補正額100万円、計2,770万8,000円、5項都市計画費、補正額減額638万8,000円、計3億8,458万2,000円、6項住宅費、補正額減額2,820万2,000円、計8,729万7,000円。

4ページをお願いいたします。

9款消防費、補正額減額340万9,000円、計2億8,514万8,000円、1項消防費、補正額、計とも同額です。

10款教育費、補正額減額1,497万7,000円、計7億852万3,000円、1項教育総務費、補正額減額201万1,000円、計1億460万8,000円、2項小学校費、補正額減額559万1,000円、計1億6,488万円、3項中学校費、補正額減額411万2,000円、計1億1,762万6,000円、4項幼稚園費、補正額517万9,000円、計1億966万7,000円、5項社会教育費、補正額減額294万2,000円、計1億3,557万5,000円、6項保健体育費、補正額減額550万円、計7,616万7,000円。

11款災害復旧費、補正額減額937万4,000円、計3,165万6,000円、1項農林水産施設災害復旧費、補正額減額937万4,000円、計1,695万7,000円。

12款公債費、補正額減額7万2,000円、計5億4,385万6,000円、1項公債費、補正額、計とも同額です。

13款諸支出金、補正額1億4,900万円、計4億402万6,000円、1項基金費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額7,042万7,000円、計100億3,350万6,000円。

5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正。

追加。2款総務費1項総務管理費、事業名、定額減税に係る個人住民税システム改修事業、金額184万8,000円。これにつきましては、国が示しております、令和6年度分の個人住民税の定額減税に対応するための住民税システムを改修する事業でございます。完成見込みは、令和6年4月末の見込みとなっております。

続きまして、6款農林水産業費1項農業費、事業名、自然災害防止県営事業負担金（緊急地すべり等保全）、金額610万円。これにつきましては、県発注の対策工事の補正予算が、令和5年12月の県議会の定例会で可決されまして、その対策工事の契約が6年3月上旬の見込みということで、工事に要する期間が1年間程度要すると見込まれまして、年度内完成が困難ということを受けまして、この町の負担金の繰越しを行うものでございます。完成が令和7年3月の

見込みとなっております。

続いて、8款土木費2項道路橋梁費、事業名、道路橋定期点検事業、金額785万円。それから、8款土木費2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化対策事業、金額2,565万円。8款土木費2項道路橋梁費、事業名、通学路緊急対策事業、金額1,250万円。この3つの事業につきましては、国の追加補正予算がありまして、それに伴いまして、年度内での工期設定が困難ということでの繰越しの計上となっております。次年度予定の事業の前倒しということになります。

それから、続いて、8款土木費2項道路橋梁費、事業名、緊急防災・減災県営事業負担金（佐々川大橋連絡歩道橋整備事業）（県道佐々鹿町江迎線）、金額84万9,000円。これについても、県の工事に関係するものでございますけれども、県の工事の年度内に標準工期の確保が困難になったというところで、こちらの町の負担金の繰越しを行うものでございます。完成見込みが令和6年6月末となっております。

続いて、変更です。2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、補正前事業名、戸籍附票への振り仮名記載に係る戸籍附票システム改修事業、金額434万5,000円、補正後事業名は同じです。金額が660万円。225万5,000円の追加となっております。

これにつきましては、社会保障・税番号制度システム整備補助金の実施要領の一部改正によりまして、補助対象外とされていたシステム改修経費が補助対象となりまして、なおかつ、6年度の補助事業とされていたものが、5年度の補助事業に取り込まれたために、今回追加をお願いするものでございます。完了見込みが令和7年3月となっております。

続いて、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費、補正前事業名、5年災農業用施設災害復旧事業、金額1,118万1,000円、補正後事業名は同じです。金額591万2,000円。526万9,000円の減額ということになりますけれども、これにつきましては、復旧工法の変更に伴いまして減額、繰越額の減額、予算も減額になりますけれども、繰越額の減額ということになります。場所については、迎木場免の下半白地区と羽須和免の長尾地区ということになっております。完成見込みが6年5月下旬となっております。

続いて、6ページをお願いいたします。

第3表地方債補正。追加。起債の目的、（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）橋梁長寿命化対策事業、限度額820万円。続いて、起債の目的、（公共事業等債）通学路緊急対策事業、限度額310万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

この2つの事業については、先ほどの繰越明許費にもありまして、国の補正予算に伴うものでございます。上段、下段、防災・減災も国土強靱化、公共事業等債も充当率は100%、交付税措置が50%となっております。

続いて、変更です。起債の目的、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止県営事業（緊急地すべり等保全事業）、補正前限度額1,200万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。補正後の限度額が810万円。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じでございます。

続いて、（公共施設等適正管理推進事業債）長寿命化事業（道路交通安全施設補修事業）、補正前限度額390万円、補正後限度額350万円。

続いて、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止事業（河川事業）、補正前限度額1,550

万円、補正後限度額1,600万円。これについては、起債対象工事費の増ということで、50万円の増となっております。江里川の護岸整備工事の分でございます。

それから、起債の目的、（公営住宅建設事業債）公営住宅改修事業、補正前限度額4,820万円、補正後限度額3,660万円。

続いて、（脱炭素化推進事業債）図書館照明LED化事業、補正前限度額120万円、補正後限度額110万円。

続いて、（公共施設等適正管理推進事業債）長寿命化事業（北部地区体育館屋根外壁改修事業）、補正前限度額3,760万円、補正後限度額3,410万円。

続いて、（災害復旧事業債）5年災農地等災害復旧事業、補正前限度額480万円、補正後限度額140万円。

一部増額はありますが、それ以外については事業費の減に伴う減額の変更ということになっております。

それから、7ページ、8ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括については割愛をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、去る11月29日に成立しました、国の補正予算（第1号）を受けて実施する国土強靱化、防災・減災など、国民の安全安心を確保するための事業として、令和6年度に予定していました事業の前倒しとして、先ほど繰越明許にもありました道路橋定期点検事業、橋梁長寿命化対策事業、通学路緊急対策事業、この3事業を合わせて4,600万円を計上しております。

また、歳出のほうでは、福祉医療費助成費や障害者自立支援給付費の増額、更に公定価格の改定による保育園や幼稚園の施設型給付費負担金の増額を計上しております。

そのほか、国の補正予算に伴う地方交付税の増額及び決算を見据えた予算の整理を行っております。

それでは、9ページをお願いいたします。

9ページ一番下段になります町たばこ税につきまして、500万円の増額となっております。本数でいきますと76万3,000本の増ということになりますけれども、令和4年度と比較しましたら、11か月分でございますけれども、57万8,000本の減ということになっております。

続いて、10ページをお願いいたします。

10ページ一番下段にあります地方交付税、普通交付税ですけれども、4,727万1,000円増額です。これは、再算定の結果、国の補正で再算定の結果の増額ということで、その内訳が、臨時経済対策費で2,946万円、それから、臨時財政対策債の償還基金費ということで1,628万7,000円、これについては、後もって減債基金の積立てになります。それから、調整額の復活ということで152万4,000円、この3つを合わせまして4,727万1,000円が追加の交付決定ということになっております。

それから、13ページをお願いいたします。

13ページ、国庫補助金でございますけれども、まず、1目の総務費国庫補助金の上段、総務管理費補助金の中に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠分）と、184万8,000円とありますが、先ほど繰越明許でもありました、定額減税に係る個人住民税システムの改修分でございます。

それから、その次の2目民生費国庫補助金の中に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の925万8,000円。これについては、非課税世帯等への3万円の臨時特別給付金分でございます。

それから、その下の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,897万円については、非課税世帯等への7万円の臨時特別給付金分でございます。

それから、同じページの一番下段にあります、4目商工費国庫補助金の中の新型コロナウイ

ルス感染症対応地方創生臨時交付金の75万円ありますけれども、これは追加の交付決定がありまして、生活応援商品券事業費に充当をしているものでございます。

それから、19ページをお願いいたします。

基金繰入金のところでございますけれども、まず、2目の下水道整備基金繰入金については、公共下水道事業会計補助金の分の減に伴う減額ということになっております。

それから、次の4目公共施設整備基金繰入金35万円の減ですけれども、これは北部体育館屋根外壁改修工事の減に伴う減額となっております。

それから、6目の庁舎整備基金繰入金の5万円の減額については、開発行為変更許可申請手数料分の減に伴うものでございます。

それから、8目の環境整備協力費基金繰入金、200万円の減額となっておりますけれども、これについては、保育環境改善事業補助金分の減で、減額の50万円、それから、口石小学校の運動場改修工事の分の充当していた分の減額で、減額の150万円、合わせて200万円の減となっております。

それから、11目の森林環境譲与税基金繰入金については、林地台帳更新・意向調査準備業務委託料の減額に伴うものでございます。

続いて、その下の12款高額療養費及び高額介護サービス費資金貸付基金繰入金については、昨日の議案第10号での基金廃止に伴う繰入れとなっております。

それから、ページが飛びまして、52ページをお願いいたします。

52ページ下段になりますけれども、基金費でございます。

まず、1目の財政調整基金費については、基金の積立て1億3,330万6,000円、これについては、令和6年度の当初予算での取崩しを見据えての今回の積立てを計上させていただいております。

それから、3目の減債基金費、これについては、先ほど交付税のところでありましたけれども、交付税措置分の積立てということで1,628万7,000円というふうになっております。

財政調整基金の5年度末の見込みとしましては、13億1,203万8,000円が5年度末の現在高見込みというふうになっております。

税財政課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

各課長から説明があれば許可します。

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

総務課分の主な補正予算の御説明をさせていただきます。

まず、24ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費の25節寄附金でございます。補正額5万円でございます。令和6年能登半島地震に係る災害見舞金（長崎県町村会分）として、令和6年2月6日の長崎県町村会全員協議会で、各町5万円の8町分で40万円、長崎県町村会から10万円の計50万円を石川県町村会のほうへ送金することとなっております。その分に係る補正予算でございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

8目の電子計算費でございます。先ほど税財政課長のほうから御説明がありましたが、繰越明許費で説明がありました定額減税に係る個人住民税システム改修事業184万8,000円を含む12節の委託料、ソフトメンテナンス業務委託料149万5,000円の増額でございます。その184万8,000円の増額を含む補正予算となっております。

続きまして、26ページをお願いいたします。

同じく電子計算費の13節使用料及び賃借料、減額の1,206万1,000円でございます。電算機リース料といたしまして、こちら、ファイルサーバーネットワーク関係機器リース料の減額となるんですが、新庁舎移転に向け、当初は、令和5年12月リース開始で進めておりましたが、作業工程の見直しにより、令和6年4月末の納品で進めることとなったため、令和5年度予算の皆減をするものでございます。

総務課分につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

企画商工課分でございます。まず、ページのほうが18ページのほう——

議 長（淡田 邦夫 君）

皆さん、いいですか、準備は。

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

18ページのほうを御覧ください。

こちらの一番下段のふるさと応援寄附金でございますが、こちらのほうは実績見込みにより減額しております。昨日までの現在で、寄附額としましては5,503万6,000円となっております。あわせて、ふるさと納税事業費のほうを減額しております。そちらのほうが26ページのほうに、ふるさと納税事業費の減額のほうを記載しております。

それから、飛んで、40ページをお願いいたします。

こちら、40ページの一番下段の8目地域おこし協力隊事業費でございます。こちらのほう、昨年12月から地域おこし協力隊1名を募集いたしましたが、応募がなく、採用時の費用について皆減させていただいております。こちらにつきましては、新年度も同じ内容のほうで改めて募集を行わせていただきたいと考えております。

企画商工課は以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

歳出の28ページを御覧ください。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費でございます。こちら、12節の委託料の戸籍附票システム改修業務委託料225万5,000円です。こちらは、先ほど5ページの繰越明許費の補正の際に、税財政課長からも説明があったところになりますけれども、12月の補正で戸籍附票の氏名の振り仮名を記載するため、住民基本台帳ネットワークシステムの振り仮名情報を取得できるよう、戸籍附票システムの改修を行うものとして434万5,000円を計上しておりましたけれども、先ほど説明がありました補助金の実施要領の見直しがありまして、今回、住民基本台帳システムが保有する氏名の振り仮名を戸籍附票システムへ連携するための経費が、新たに補助金として追加されております。今回、その分の225万5,000円を補正するものでございます。

先ほどもありましたように、令和7年3月がシステム完了予定となっておりますので、今回も繰り越すものです。この委託料225万5,000円に対しましては、10分の10の国庫補助がありま

す。

説明は以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

多世代包括支援センターの主な内容について説明させていただきます。

歳入予算21ページをお願いいたします。

20款5項1目後期高齢者医療受託事業収入についてです。説明欄の1段目、2段目にあります、高齢者の保健事業と介護予防一体的事業受託料1,019万9,000円、後期高齢者健康診査受託料592万5,000円、並びに歳出予算の34ページをお願いいたします。

34ページ、4款1項5目の健康診査に係る委託料などですが、こちら、歳入歳出を合わせまして、1月の臨時議会で説明した内容になります。後期高齢者の関係事業におきまして、長崎県後期高齢者医療広域連合から事業の受託料の受入先を、後期高齢者医療特別会計から一般会計に組替えしましたことにより計上しております。

続きまして、歳出予算31ページをお願いいたします。

3款1項5目多世代包括支援事業費、扶助費についてです。先ほど税財政課長からも御説明ありましたように、説明欄の1段目にあります障害者自立支援給付費1,051万3,000円の計上した分です。こちらは、12月議会においても増額補正させていただきましたが、12月以降に、居宅において生活全般にわたる援助を行う居宅サービス事業の利用に係る費用が高額でありましたことと、12月補正同様、就労継続支援B型作業所の新規の利用者に伴う利用実績が見込みより伸びましたことによりまして増額補正を計上させていただいております。これに伴います歳入予算は、国県ともに変更申請が終了しておりますことから、次年度に追加交付されることとなります。

以上、説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

43ページをお願いいたします。

中段下でございますけれども、8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費12節委託料ですが、入札執行残による減額と、先ほど税財政課長より説明がありました、国の補正予算に伴う増額の差額分の2,124万7,000円を増額補正させていただいております。

また、その下の14節工事請負費につきましても、国の補正予算に伴う増額分と入札執行残金による減額の差額分の2,033万9,000円を増額補正させていただいております。

なお、また、歳入ですけれども、国の補正予算に伴う増額に伴いまして、14ページですけれども、上段の5目土木費国庫補助金2節道路橋梁費補助金及び、21ページの下段と22ページの上段と――

議長（淡田 邦夫 君）

ちょっと待ってね。早いから、もう少しゆっくりお願いします。

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

読み直します。

14ページです。14ページの上段、5目土木費国庫補助金2節道路橋梁費補助金及び、21ページの下段と22ページの上段の5目土木債1節道路橋梁債につきましても増額の補正をさせていただきます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

農林水産課長。

農林水産課長（作永 善則 君）

農林水産課の分の説明をさせていただきます。

歳入の21ページ、予算書の21ページをお願いします。

20款諸収入の3目過年度収入のところでございます。3年災農地等災害復旧事業費補助金の29万1,000円の予算を計上させていただきます。この分につきましては、3年災の農地災害復旧というところで、小浦免の宮ノ前地区の農地災害の復旧工事をさせていただいたところですけど、工事完成後、4年度に繰越しをさせていただいて工事をさせていただいているものでございますけど、工事完成後の災害査定、国からの災害査定におきまして、工法等の変更により変更していたものを、国の補助金の追加の交付として認めていただいたものを予算計上をさせていただきます。

農地災害復旧工事につきましては、受益者分担金というものがございまして、それに関連するものとしまして、予算書の51ページをお願いします。

51ページの11款災害復旧費の1目農地等災害復旧費、下段のほうの一番下のところになりますけど、償還金、22節でございます。そこで3年災の受益者分担金の償還金、払戻しをさせていただきたいと思いますので、1万8,000円の予算を計上させていただきます。

説明は以上になります。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかにはないようです。

各課長から説明が終わりました。

これから質疑を行います。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

すいません、なかなかタブレットが慣れんもんですから。

まず、5ページの繰越明許費補正ということで、国の補正予算でかなり上がっているわけですが、見ますと、工期が6年9月とか、明けてまた7年とか、いろんなのが前倒しで仕事が増えていっているように感じるわけですが、来年度予算とも併せて考えていかなくちゃいかんと思うんですが、全体としてこれで来年の3月まで、担当課としては皆さん、完成する見込みがあるのか。まだ順々に、3分の1程度が翌年度に繰り越した仕事ばかりになっているもんですから、非常に懸念しております。そして、常態化した繰越明許費となっていますので、そこら辺が大丈夫かどうかということの一つ伺っておきたいと思います。

それから、繰越明許費について、繰越財源の確保ということで、あまり説明がないものから、税財政課長のほうにお願いしたいんですが、今回の補正に上がっていないのを含めまして、財源内訳の一覧表を頂ければ、当初予算とも比較して検討できるんじゃないかと思

うもんですから、それを一つお願いしたいと思います。説明の中では、前倒しの関係で国庫補助金なんかとか地方債は分かるんですけど、全体としての財源を一緒に持っていくもんですから、そこら辺の資料をお願いをいたします。

それから、30ページに、後ほど、30ページのほうに、予算の組替えを特別会計からと一般会計から出すようにということで、社会福祉総務費の中に、歳入の21ページにありました、受託事業収入の1,019万9,000円のその他の特定財源があるんですが、節の中でどれが該当するのかちょっとはじいているんですけど分からないもんですから、節の内訳を再度説明をお願いしたいと思います。

それから、33ページ、先ほど税財政課長のほうから説明がありましたけど、施設型給付費の補正関係ということでありましたんですが、33ページと49ページに、幼稚園とか保育所とか、施設型給付費負担金とか、町外施設型給付費負担金とか、それぞれあるんですけども、それぞれの項目の認定区分として1号から3号まであるんですが、何人ぐらいそれぞれおられるのか、それをちょっとお聞かせください。

それから、42ページのほうに、佐々町独自かどうか分かりませんが、県にもあるんですけども、18節のほうに戸建木造住宅耐震改修計画作成とか、以下ずっと減額が出てきているんですけども、目別集計は今回していないんですけども、思いますと、皆減とかみんな落としたとか、当初予算からあった計画が、町の目指す住宅政策に反映されていないような気がするもんですから。そこで、43ページのほうに、老朽危険空家等解体除却支援補助金ということで要綱が作ってされているんですけども、前回の決算の折に、令和2年度が1件、令和3年度で2件、4年度、5年度はちょっと聞いていないもんですから、4年度と5年度とその老朽危険空家について何件あるのか。そして、なかなか利用がないのはどういうことなのか。当初目指した当初予算の実行とか、いろいろ当初予算で組んで計画されて進めておられるのに、なかなか進んでいない実態はどうなのかということをお尋ねをいたします。

それから、44ページに、河川改良補修ということで、税財政課長のほうが江里川のことで追加ということでありましたんですが、工事関係で難しいとは思うんですけども、この河川改良について、毎回の年の4回の補正が、100万円とか200万円とかずっとちょこちょこされて、当初の予算見積りがどうだったのかなと疑問を持つもんですから。そして、6月には登記用の測量が必要ということで追加補正をなさっておるとか、そういう経過があるもんですから、当初予定していたのと、悪いんですけど、言えば追加の工事関係が膨らんでいく実態があるんじゃないかということです。この間も、庁舎建設の中でもありました工事費については、請求があれば計算して出さんばという関係もあるもんですから、そこら辺の考え方について、1回、2回はいいんですけど、毎回の議会で補正が上がってくると、税財政課長のほうにもお尋ねしたいんですけど、国でもせめて2回とかあるもんですから、うちは9回目の補正が上がっているから、いろいろあって仕方がないと思うんですけど、そこら辺の考え方について、補正の在り方についてお尋ねをしておきたいと思います。

それから、46ページのほうに、住宅管理費の中で、町営住宅の明渡訴訟関係のが執行官予納金、毎年度、年度末になって皆減という形で上がってくるんですけども、昨年、私債権管理条例というのが担当委員会のほうで検討なさって出来上がっているもんですから、そちらのほうで処理するためにこれが必要なくなったのかどうか、そこら辺の状況について伺っておきたいと思います。

それから、54ページに給与費明細書がそれぞれ上がっているんですけども、2,000万円ほどの全体的な予算が給与費関係で下がっているということの実態について、理由はそれぞれ育児休業業者の減とか児童福祉施設の時間外の減とか書いてあるんですけども、それぞれでは数字的に足りないもんですから。あとは余分にとっていたのか、職員が少なくなったのか、そこら辺については、もう少し給与費明細について説明をお願いいたします。

以上、7、8件ありましたけどお願いします。

議長（淡田 邦夫 君）
税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、繰越明許のところの資料をというところでございますけれども、手元には手持ちの資料として準備はしておりますけれども、資料ということでの提出となりますと、ちょっと時間を要しますので、勉強会のときにでも配付をさせていただければと思います。

それから、途中の質問の補正の在り方というところでございますけれども、基本は6月、9月、12月、3月ということでの、基本は年4回の補正ではございますけれども、6月は緊急を要する場合というところでの補正を各課に要求をしていただいておりますところ。9月、12月については決算を見越した補正というところ、3月は最終の調整というところでの要求をしていただいておりますところでございますけれども、各課のヒアリングをしていく中で、どうしてもこの予算が必要という分については増額もやむを得ないだろうというところでございます。

御承知のように、令和5年度は補正の回数が9号までいっております。令和4年度でいけば11号、令和3年度でいけば18号ということで、コロナ禍もあった関係でこういう号数が増えているところもございますけれども、補正がなるべく増額が発生しないように、当初予算の見積りをするようにというところでの当初予算編成方針では、そういうふうに記載をさせていただいておりますところでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

1問目の繰越分につきましては、令和6年度に実施が可能なのかという御質問なんですけれども、繰越分につきましては令和6年度に実施ができると、課内としては判断しているところでございます。

それと、42ページの土木費、土木管理費、土木総務費の18節の負担金、補助及び交付金の分の減額の要因ですけれども、その分につきましては、住宅につきましては、年度間調整をさせていただいて事業のほうを行っているんですけれども、ことしの分につきましては、年度間調整の分で事業が実施することができましたので、減額しているところでございます。

それと、空家の解体の実績ですけれども、令和4年度はゼロ件、令和5年度は1件の除却に対しての補助金をしております。

それと、44ページの土木費、河川費、河川改良費の工事請負費の増額の要因ですけれども、令和5年度の9月15日に豪雨がありまして、護岸崩壊防止のために設置しておりました大型土のうが流出したことにより、護岸崩壊防止として再度、大型土のうの再設置を行ったことによる増額と、工事を実施するに当たりまして水替えを行ったところ、工事箇所の対岸の護岸の洗掘及び工事箇所下流の既設護岸の空石積みの根入れ不足が確認されましたので、その対策費用として増額をしているところでございます。

それと、45ページの土木費、住宅費の12節委託料の町営住宅明渡請求訴訟に係る司法書士費用と、46ページの町営住宅明渡請求訴訟に係る執行官予納金の分につきましては、この分につきましては、今、全入居者に対して滞納があらわれる場合は分納により対応してもらって、今の

ところ家賃は入ってきているものですから、そういう関係でこの分については必要が見込まれないものですから減額させていただいているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

議員御質問の30ページにつきまして、後期高齢者医療受託事業の収入につきまして、説明が不足しまして申し訳ありません。

1,019万9,000円の分につきましては、27節繰出金の中で、保険事業勘定の中でその中に入っておりますけれども、その他特定財源の1,019万9,000円がこちらに当たります。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

給与費明細書の御質問ですが、まず、今回の減額の主な要因といたしましては、まず、正規職員の途中の退職、部分休業、育児休業の延長などで、まず給料が減額になっていること。

それから、会計年度任用職員の報酬・給料などは、職員の中に病気休業・育児休業などが発生したことが主な減額の要因となっております。

あと、共済費が大きな減額となっておりますが、こちらにつきましては、基礎年金拠出金に係る公的負担率改正による減となっております、令和5年4月まで遡及適用ということで減額となっておりますので、大きな減額となっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

33ページの児童福祉施設費の18節負担金、補助及び交付金のところでお尋ねの施設型給付費負担金の対象となる児童数です。3歳以上が3,101人、3歳児未満が2,190人となっております。

それから、その下の町外施設型給付費負担金、こちら3歳児以上が597人、3歳児未満が484人となっております。

その下の施設等利用給付費負担金なんですけれども、こちらは認可外保育施設に該当するんですけれども、今のところは該当者がおりませんので、ゼロ人というところになっております。

それから、49ページの教育費の幼稚園費の施設型給付費負担金に該当する人数なんですけれども、こちらのほうは幼稚園が対象となりますので、968人が対象となります。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

分かりました。繰越明許の資料については、勉強会の折に配付していただければ結構です。それから、30ページの先ほどの1,019万9,000円のとは、繰出金のととは分かったんですが、1,099万円のそのほかの分はどのような形になったのかというのをちょっと知りたかったものですから、その中に入っているのは理解しておるんですけども、それを再度お願いします。

それから、33ページの施設型のは分かりました。1号、2号、3号それぞれ、これであと単価が出てくると思いますので、それは当初予算でお尋ねしていきたいと思います。

それから、42ページの分は何ておっしゃったかな、調整をしてなさっておるって聞いたんですけども、私が言いたかったのは、当初予算でそれぞれ組んでございました戸建住宅耐震改修計画作成とか、それぞれ項目で、今年度はこれだけあるだろうというて予算とられたのに、ほとんど皆、皆で落としていかれておるのがどういうPRをしたのか、利用申込申請書が難しいのかどうか、手続がないのか、そこら辺をちょっと聞きたかったものですから、調整というのは何を調整なさったか分からんですけども、それを聞きたいと思います。

それから、老朽家屋の関係につきましては、それが調整ということだったんですか。とにかく前の同僚議員が質問した空家の特定空家、こうおっしゃって前おっしゃったから、それじゃなくて、要するに年間10戸程度は解体除去を推進していくか、予定者を組んで予算を組んであったけん、それから、毎年1件もなかったり1件しかない実態が、果たしてその要綱を作った平成20年ぐらいからですか、順次作られて28年ぐらいまで進めてこられたのに、成果が上がっていないんじゃないかと思うものですから、そこら辺の要綱とかこの制度についての見直しをされるのかどうか。それは結構です、当初予算でまたお尋ねしますけど、そういう考え方をお尋ねしたかっただけです。

それから、河川のととは分かりましたけど、毎回6月、9月、12月、3月って、毎回補正するというのが、それは必要だから分かるんですけども、当初予算で見込める部分もあったんじゃないかと思うものですから。今の話を聞いたら緊急性を要するって分かるんですけども、起債対象は全部ほとんどが事業化なさっておるから、毎回起債を借りたりするのも大変だろうなと思うておるものですから、それを言いたかったんです。

明渡し関係につきましては、分納していただいておるっていうから、債権管理条例の関係での対応っていうのは実際されているんですか。1年間になりますから決算でお尋ねしようと思うんですけど、そこら辺で。そうしたら、当初予算では、これは必要ないということになるわけですか、明渡し関係の訴訟に係る執行官手納金っていうのは。もうとにかくとっとかんばつという考えで予算は上げてこられておったわけですか。

給与明細書については分かりました。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

議員お尋ねの30ページの介護保険特別会計繰出金の保険事業勘定の596万4,000円の内訳でございますけれども、こちら、後ほど介護保険特別会計のほうでも出てくるようになっております。先ほどセンター長が申しました、高齢者の保健事業と介護予防一体的事業受託事業分のほかに、介護給付費の繰入金の方が29万円、あと、その他一般会計繰入金の分を介護保険特別会計に繰り入れるようになっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

42ページの住宅関係の分のどのようなPRをしたかということなんですけれども、PRにつきましては年2回と、回数はちょっとすいません、あれなんですけれども、広報紙等によりましてPR活動を行っているところでございます。

それと、空家の分なんですけれども、10件程度を毎年予算計上はしております、先ほど言いましたように、令和4年度はゼロ、令和5年度は1件という状況なんですけれども、老朽家屋につきましては、このような制度があるということは空家の持ち主に対して話はしております。しかしながら、たまたま利用があったのが1件しかなかったっていうのが実情でございます。

ほかの分につきましては、この制度があるということで住民からの相談はあってはいるんですけれども、この補助金の対象といたしましては、事前に診断をして、ある程度の老朽度が確認されないと出せない補助金となっておりますので、その補助に該当しないっていう物件が多いというのも実情としてはあるところでございます。

それと、最後の部分の私債権との絡みなんですけれども、私債権に関しましては、今年度、相続人等ずっと調査しまして、相続人等に連絡をしたことによって、また新たに納付があっているような実情もございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

42ページの住宅関係の各種補助金につきましては、ちょっと私と考え方が違うものですから、それは結構です。

明渡訴訟については、相続人というより、まずは保証人の方を優先すべきじゃないかと思うんですけど。相続、亡くなった方とか。順番的には相続人から取っていくわけですか。連帯保証人からでしょう。それはいいですよ。そういうことで考え方が分かれば結構です。

議長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

1点だけ、教えてください。

21ページ、3年災農地等災害復旧事業費補助金。私も現職時代に担当していた。3年のやつを4年度に繰り越して、補助金がまた5年度にもらえる。考えられないことが起きているんですけど。そして、また、それに伴う分担金の償還金が発生した。私からすればあり得ないことが起こっているなというふうに感じているんですけど、もう少し詳細の説明をいただけないでしょうか。

農地等であれば、補助率が変わったということであれば、全部の方が対象になりますよね。増高申請で全部を、何年災の何は何%の補助率って決まるわけですから。だから、ちょっと意味が分からない。3年災のやつを4年度へ繰り越して事業をして、4年度に整理ができなくて、5年度に補助金が過年度に入ってくるっていうこと自体がちょっと理解し難いんですけど、詳

しく御説明を願いたい。

議長（淡田 邦夫 君）
農林水産課長。

農林水産課長（作永 善則 君）

21ページの3年災の方でございますけど、今現在がまずは災害が起きてから、そこから国の災害査定をもって、査定後に工事のほうに入っていく形になるんですけど、3年災につきましては、なかなか現状でいきますと落札が出なかったということもあって、4年度に繰越しをさせていただいているところでございます。

4年度の令和5年3月に、宮ノ前地区の小浦免の農地災害復旧工事が完成したところでございますけど、補助金上の整理としましては、通常、今が3年災であれば3年災、増高申請等も行った後の補助率が確定したものを、当年度分から翌年度繰越分という整理になってくるわけですけど、そこが東日本大震災以降に3年に分けて過年度収入として受け入れる部分も出てきている関係でございまして、そこが工事の完成後に、3年災ですので、令和4年度に完成後に繰越分と過年度収入として受け入れる国費の部分を、通常は3年にまたがらずに、2年度で全てをもらって終わらせるという形になっているのが通常どおりの手続になるんですけど、今回のこのケースに関しましては、4年度に繰越しをして、年度末のぎりぎりのところの3月に工事が完成している流れでございます。

県を通した国の調整というところで、3年度の災害を4年度に繰り越しての、4年度の年度締めというところでの国の補助金の調整というのが、期限として間に合わなかったっていうことで、3年目の過年度収入を受け入れるっていう場合が、再度国の災害査定を受ける必要が制度上必要にはなってきておりまして、今回は、3年災の部分を令和5年度に入ってから再度災害査定を受けたところ、変更工事の部分を追加での交付決定を頂いて、今回の予算計上になっている経緯でございます。よろしくお願いします。

議長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

全然分かりません。私が経験してきたものと全然違う状況になっている。年度繰越しで国の交付の割当てがまたがるというのは存じ上げています。3年度ですから、繰り越せるのは4年度までです。繰り越して4年度。繰繰越しになるので絶対4年度に終わらねばわけです。終わったところで額は確定しておって、それで、国からもらうのが何年かに分かれるというのは、理解はある程度できるんですけど、受益者負担金の償還金が生じるっていうことがまた信じられないんです。再査定があるっていうこと自体も初めて聞きました。査定が終わってから工事は入っていくんで、再査定があるっていうこと自体も私も初めてなんで、ちょっと理解し難い。詳しく何か資料を頂ければ分かるんですけど、今の答弁ではもう全然私は分かりません。理解できない。

以上。

議長（淡田 邦夫 君）
暫時休憩します。

(11時14分 休憩)

(11時24分 再開)

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

私がいまいち分からないという部分について理解していただいたと思うので、できれば新年度の予算の勉強会の際に資料を頂けないでしょうか。

私が説明を聞いて感じたのは、変更を認められて再査定でって、再査定自体もまだ理解できていないんですけど、制度が変わったのであれば、そういった趣旨の内容の資料を添えて提出していただければと。査定以上の単費を投じて工事していたのを査定で認められたような、私は説明では感じました。それもあり得ないなということで私は思いがありますから、その詳しい資料は新年度の、今度補助金がある分は予算に補正で上がっているっていうのは理解します。ただ、制度が変わったのかなという点については理解し難い面がありますので、新年度の勉強会のときに資料を求めたい。質疑を終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事。

事業理事（今道 晋次 君）

今、お話がありましたように、制度の変更点、また、再査定の取扱い等について、再度こちらのほうでも検証しながら、勉強会のときにお示しできればというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

私のほうは1点だけですけれども、48ページに、口石小学校の需用費で光熱水費が200万円減というふうになっております。ほかの事業所や公民館やそういったところについても、光熱水費の減っているのがかなり目立ちますけれども、一つは、全体として光熱水費の減額は幾らぐらいあるのか。減額になった理由、内容についても教えていただきたいと思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

議員御指摘のとおり、口石小学校の200万円の減額をはじめ、一般会計全体での各公共施設の光熱水費の減額が1,173万5,000円の減額となっております。口石小学校をはじめ、福祉センター、健康相談センターも減額と。あと、体育施設費のところも大きな減額というふうになっておりますけれども、これについては、令和4年度途中から新電力のほうに切り替わりまして、その見込み、令和5年度の予算の見込みを立てる上では、令和4年度の契約会社との見込みか

らはじき出して、令和5年度の当初予算を計上いたしておったところでございます。

新電力から、今度は令和5年度になりまして、また電力会社が変わるということもございまして、この令和5年度については光熱水費が減額ということになったところでございます。

いずれにしましても、電力会社の契約の状況に応じて、今回の減額というふうになっております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

経過については今お話がありましたが、要するに令和4年度に新電力に変えて、新電力に変えたのは減額に、それまでよりも新電力のほうが有利だったということで変えた。要するに安いってことで変えたのに、それで、令和5年度は高い見積りになった。確かに価格の変動が激しくあった時期だとは理解するんですが、結果的には、また電力会社を変えて下がったと、そういうことなんですか。もうちょっと詳しく説明していただけないか。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務理事。

総務理事（大平 弘明 君）

永田議員の御質問の件でございますけれども、もともとは九州電力さんのほうで契約を結んでおりましたが、燃料費高騰等の影響、それから電力の供給の関係で、九州電力のほうから本町の契約が更新ができないということになりまして、新電力のほうの安いところを探して1社契約をさせていただいた経緯がございます。

そして、更に今回、また九州電力さんのほうが電気の供給のほうを可能だということになりまして、今回、令和5年度において九州電力のほうに切替えを行っているという状況で、価格の変動、そういったものを含めたところで今回減額となった部分も要因としてあろうかというふうに思います。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

分かりました。そうすると、新年度の予算については、九州電力の通常の価格で契約できるという見通しであるということですね。分かりました。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第23号 令和5年度佐々町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第3 議案第24号 令和5年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、議案第24号 令和5年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第24号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。2款使用料及び手数料、補正額減額6万4,000円、計8万6,000円、1項手数料、補正額、計ともに同額です。

4款県支出金、補正額減額231万9,000円、計10億8,442万4,000円、1項県補助金、補正額、計ともに同額です。

8款諸収入、補正額169万7,000円、計188万2,000円、1項延滞金、加算金及び過料、補正額169万7,000円、計169万9,000円。

歳入合計、補正額減額68万6,000円、計14億3,087万4,000円。

歳出。1款総務費、補正額ゼロ、計1,242万9,000円、2項徴税費、補正額ゼロ、計318万円。

2款保険給付費、補正額減額78万1,000円、計10億5,009万4,000円、6項傷病手当金、減額78万1,000円、計1万9,000円。

4款保健事業費、補正額減額14万9,000円、計2,182万9,000円、1項保健事業費、補正額、計ともに同額です。

8款予備費、補正額24万4,000円、計179万3,000円、1項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額減額68万6,000円、計14億3,087万4,000円。

次、2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括については、朗読説明を割愛させていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳入予算のほうですけれども、2款1項1目督促手数料の減額6万4,000円でございますが、納期内の納付のほうが増えておりまして、督促手数料の現予算額を下回る収入見込みとなっておりますので、今回、減額の補正をさせていただいております。

その下の4款1項1目の保険給付費等交付金、特別交付金ですけれども、歳出のほうでも補正予算のほうを計上させていただいている分がございますが、若年層健診、それから保健事業の実績、それから傷病手当金の実績に伴う交付金の減額を今回計上させていただいております。

それから、次の4ページ、歳出予算の1款2項1目の賦課徴収費ですけれども、補正額のほうはゼロでございますが、歳入のほうで督促料の減額6万4,000円をさせていただいておりますので、その分の財源組替えということで、今回補正のほうを計上させていただいております。

説明については以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

3ページの歳入のところで、保険給付費等交付金の中で、特別交付金で被保険者努力支援分というのが150万円、それから特別調整交付金が78万円の減額というふうになっていますが、この内容と理由をお示しいただきたい。

延滞金のところが169万7,000円ってということですが、これは何件ぐらいあったのかお答えいただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

特別交付金の減額の内容についてでございますが、まず、特別調整交付金（市町村分）減額78万1,000円でございますが、これが歳出予算の傷病手当金の減額に係るものになります。78万1,000円、傷病手当金のほうを歳出のほうで減額させていただいておりますけれども、この分が特別調整交付金分（市町村分）ということで78万1,000円減額させていただいている分になります。

それから、その上の保険者努力支援分の153万8,000円の減額でございますけれども、こちらのほうは、令和5年度の保健事業に係る交付基準の一部変更に伴いまして、本年度予定しておりました交付金額よりも、本町が交付を受ける金額のほうが少なくなっておりまして、下に、歳出のほうに出てまいります、若年層健診業務の委託料の減額の実績に伴う分もございすけど、交付基準の変更に伴う分も含めて153万8,000円の減額を今回計上させていただいたものになります。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

延滞金とか何件。

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

延滞金の件数でございますけれども、期別にしまして316期分になります。
以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

特別調整交付金の傷病手当金については、傷病手当金の分については実績がないということ
で減額されたというのは分かりました。

保険者努力支援分については、ただ交付基準が変更になったということなんですけれども、
そういうことをやられておったら、結局、実際に健診事業とか一生懸命やっても、それが途中
で交付金が変わるってなると、財政上は非常に厳しくなる、困難ではないかと思うんですが、
何か特別の事情があったんですか。そのことを聞きたい。

それから、延滞金については、要するに、延滞金の見込額が、収入見込額がかなり増えたとい
うことかなというふうに思うんです、169万円ですから、その内容、増えた内容というのを知
りたい。要するに、滞納分の回収ができたということかなというふうに思うんですけれども、
滞納された方が、今回は例年よりも多く納付されたということなのか、その中身を知りたいと
いうことです。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

まず、延滞金に関しましてですけれども、例年、当初予算のほうでは、存目計上ということ
で1,000円等、頭出しの計上のほうをさせていただいておりまして、年度末に、当年度の滞納処
分の実績に伴う延滞金の収入見込額を、3月補正等で補正させていただいているというような
形でこれまでもさせていただいておりまして、今年度の滞納処分実績に基づく収納見込額とい
うことで、今回、169万7,000円を補正させていただいたものになります。

それから、申し上げた基準等の変更に伴ってついでというところにつきましては、特に特別な事
情があったというわけではなく、保健事業の実績に伴って減額というものもございまして、十
分に本町のほうがしっかりとそういった交付基準の変更点についても十分把握をして対処が
できていれば、もう少し早い時期に補正のほうもさせていただけたものではなかったかなとい
うふうに反省しております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

滞納の件については、取扱いの仕方は分かったんですけれども、要するにそれが例年よりも
増えているのかどうかということを知りたい。聞いているんです。要するに169万円というの
は、大体例年、滞納分の収入としては大体そういった実績なのかと。それが今年度、大きな変
更があったのかということを知っているんです。

それから、交付基準の変更は、要するに基準額が変わっていたと。それを当初予算の段階で

把握できていなかったということですか。

議長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

交付基準に関しましては、年度の当初時点で県のほうから通知のほうがされるわけですが、実際、当初予算を組む段階ではその内容というのがまだ確定しておらず、当初予算に反映することができなかったわけなんですけれども、年度当初にそういった通知を受けておりますので、今回、3月でそういったところの修正も含めた補正のほうをさせていただいておりますが、交付基準に関する部分に関する補正に関しては、12月もしくは9月といった時点での補正が可能であったというふうに思っております。

それから、延滞金の部分についてでございますけれども、5年度について特に大きくなっているという認識はございません。現年度の収納率で申し上げますと、納期内納付が進んで、督促手数料のほうが減額というような御説明のほうをさせていただきましたけれども、滞納繰越分に関しましては、4年度までの収納の実績もありまして、5年度の滞納繰越額のほうも下がってきているような現状もございますので、大きく増えているという認識は持っておりません。以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）
4問目です。
4番。

4 番（永田 勝美 君）

内容は分かりました。内容は分かりましたが、やっぱり国保財政そのものは大変厳しい財政運営がされているわけで、そういう中で、新たな支援を求められる内容というのもたくさん一方であるわけです。そういう意味では、50万円、100万円という単位でも財政的には厳しいということずっと町長も言われているわけですから、そういう点では、そういった全体の管理っていうかな、収支の管理については厳正を期して、早めの対応を進めていただきたいということを述べておきたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ございませんか。
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

この予算で聞くとそこしかないと思って、私も同じような質問をします。

3ページにありました特別交付金です。保険者努力支援分というのが減額になって、若年層の健康診査業務関係でもらえなくなって、一般財源を持ち出してしまったっていう実態ですはいね。そいけん、保険者努力支援分の基準はどういうのがあるんですか。これ以上いったら配分がある、これ以上いかんやったら減額すると、その基準を大まかで結構ですので説明していただきたいと思います。

下も一緒ですね、特別調整交付金（市町村分）、傷病手当金が減額になったからっていうのを概略でいいですから教えてください。要するに、財源が不安定なのに健診業務を委託してしまったから、最終的に3月で一般財源をポンって出すっていかげなものかなと思うとです。やっ

ぱりこういうのは、最終年度の12月頃で分かれば12月に出していただきたかったなと思うわけですけど。

それから、延滞金について316期分って言わしたですけど、延滞金を徴収する基準ってあるんですか。極力、延滞金は税のときとかは一定取らないっていうのより、やっぱり本税を徴収するっていう考えがあったもんですから、1年分、2年分滞納しておけば取るって、基準はどこに置いているのかっていうのを伺っておきたいです。

それで、率は、昔は日数において14.6%、7.2%かな、だんだん短い人は安い、遅くなったら、そういう基準があったんですけど、率はどの程度それぞれなっておるのか、基準的なことをちょっとお尋ねしておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

特別交付金の交付の基準に関してですけれども、保険者努力支援分に関しましては、事業の項目、内容に応じて交付されるようになっておりまして、それは保険者の規模などに応じてその額というのが設定されておりますが、今回、本町のほうでは、この基準の項目に該当する分が、当初予定よりも少なくなったということで減額のほうが生じております。

特別調整交付金（市町村分）の78万1,000円についてでございますけれども、4番議員さんの御質問のほうでも御説明差し上げましたが、歳出予算の2款6項1目の傷病手当金、これが新型コロナウイルスの感染に伴って休業された場合の傷病手当金ということで、4年度、5年度してきたものでございますけれども、令和5年5月に、感染法上の位置づけのほうで5類のほうに移行したことに伴いまして、この傷病手当金の取扱いについても5年5月までで終わっておりますので、その分の減額のほうを78万1,000円させていただいておりますので、この分丸々交付金ということで頂けるようになっておりましたので、同額を特別調整交付金分（市町村分）ということで減額78万1,000円させていただいております。

それから、延滞金の徴収の基準等についてでございますけれども、議員おっしゃいましたように、本税のほうから頂くということでは、現在も同じように本税のほうから頂くということで、国保税のほうも徴収させていただいておりますので、なおかつ、長期にわたって滞納された方については、おっしゃられたような率で延滞金というのが計算されて発生してまいりますので、それを本税を納めていただいた以降に延滞金も合わせて頂くというようなところを、適正に納期内に納付いただいている納税者の方々との公平を期すためにということで、徴収のほうを延滞金もさせていただいている状況です。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

特別交付金、当初予算で結構ですので、そのとき、何か分かる資料を頂きたいと思います。それから、特別調整交付金は分かりました。理解しました。

延滞金については分かるんですけど、本税から取るのはもうそれは当たり前なんですけど、長期にわたってしているって、長期の期間は大体何年ぐらいの人から徴収しているのかと聞きたかったもんですから、そこだけ。あとは長期。例えば1年した人か、最低3年か。住宅使用料なんかも同じ、すぐ取らなくちゃいかんから、長期滞納とか基準は持っていると思うもんで

すから、1年分からしているのか、2年分からしているのか、取りやすい人から取っているのか、そこら辺をはっきりしてください。

議 長（淡田 邦夫 君）
税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

延滞金のお話でございますけれども、延滞金については、まず、先ほど御質問がありました率のところでございますけれども、令和5年1月から12月の率について、納期限後一月を経過する日までが2.4%、一月を経過した後については8.7%と、現在はなっておりますでございます。

それで、この延滞金を徴収というところについては、この期限を経過して延滞金が発生すれば、これをもう徴収をするということになっておりますので、そういう基準というのはこの延滞金がかかるかどうかというところでございます。何年経過したから取るとかそういうものではありませんので、全ての方、延滞金がかかれば延滞金も徴収していくという方針でございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）
分かりました。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第24号 令和5年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
1時まで暫時休憩いたします。

（11時54分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第4 議案第25号 令和5年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第4号） —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第25号 令和5年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第25号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

1 ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正（保険事業勘定）。

歳入。3款国庫支出金、補正額減額44万9,000円、計2億7,662万2,000円。2項国庫補助金、補正額減額44万9,000円、計6,065万6,000円。

4款支払基金交付金、補正額減額608万8,000円、計3億2,498万8,000円。1項支払基金交付金、補正額、計とも同額です。

5款県支出金、補正額減額342万7,000円、計1億8,154万8,000円。1項県負担金、補正額減額342万7,000円、計1億7,573万1,000円。

6款繰入金、補正額562万7,000円、計2億4,468万6,000円、1項一般会計繰入金、補正額596万4,000円、計2億768万6,000円、2項基金繰入金、補正額1,000万円、計3,700万円、3項他会計繰入金、補正額減額1,033万7,000円、計ゼロ。

8款諸収入、補正額減額4万3,000円、計25万3,000円、3項雑入、補正額減額4万3,000円、計25万円。

歳入合計、補正額減額438万円、計13億1,629万7,000円。

続きまして、2 ページをお願いいたします。

歳出です。1款総務費、補正額減額450万2,000円、計2,201万7,000円、1項総務管理費、補正額ゼロ、計879万4,000円、2項徴収費、補正額ゼロ、計90万8,000円、3項介護認定審査会費、補正額減額450万2,000円、計1,231万5,000円。

2款保険給付費、補正額232万円、計12億1,789万8,000円、1項介護サービス等諸費、補正額1,040万円、計11億2,361万8,000円、2項介護予防サービス等諸費、補正額30万円、計2,138万円、3項その他諸費、補正額2万円、計110万円、4項高額介護サービス等費、補正額減額240万円、計3,370万円、6項特定入所者介護サービス等費、補正額減額600万円、計3,405万円。

4款基金積立金、補正額ゼロ、計858万円、1項基金積立金、補正額、計とも同額です。

5款地域支援事業費、補正額減額190万8,000円、計4,334万7,000円、1項介護予防・生活支援サービス事業費、補正額減額55万7,000円、計719万2,000円、2項一般介護予防事業費、補正

額減額38万8,000円、計1,365万4,000円、3項包括的支援事業・任意事業費、補正額減額96万3,000円、計2,250万1,000円。

6款公債費、補正額ゼロ、計8万3,000円、1項公債費、補正額、計とも同額です。

7款諸支出金、補正額8万2,000円、計2,376万5,000円、1項償還金及び還付加算金、補正額、計とも同額です。

8款予備費、補正額減額37万2,000円、計60万6,000円、1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額減額438万円、計13億1,629万7,000円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正（サービス事業勘定）。

歳入。1款サービス収入、補正額30万1,000円、計183万3,000円、1項予防給付費収入、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額30万1,000円、計575万5,000円。

歳出。1款事業費、補正額ゼロ、計496万2,000円、1項包括的支援事業費、補正額、計とも同額です。

2款予備費、補正額30万1,000円、計79万3,000円、1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額30万1,000円、計575万5,000円。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書（保険事業勘定）、1、総括につきましては説明を割愛させていただきます。

それから15ページをお願いいたします。

こちらで歳入歳出補正予算事項別明細書（サービス事業勘定）、1、総括につきましても、説明を割愛させていただきます。

それでは、今回の補正につきまして説明をいたします。今回の補正は、決算を見込んでの補正となります。まず歳入の6ページを御覧ください。

6款の繰入金になります。2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）のところなんですけれども、先ほど一般会計のほうでも説明しましたとおり、今回、高齢者の保健事業と介護予防一体的事業受託事業分を、今まで後期の特別会計のほうから繰り入れるようにしておったんですけれども、今回の補正で一般会計から繰り入れるということで、こちらのほうに計上しております。それが、先ほど一般会計で申しました1,019万9,000円になります。

それから、その下の人件費相当分ということで、今までその他一般会計繰入金から人件費繰入金ということで繰入れをしておったんですけれども、それを地域支援事業費のほうで繰り入れるということで、組替えを今回しております。

歳入についての説明は以上です。

それでは、歳出の主なものを説明いたします。8ページを御覧ください。

1款総務費の3項の介護認定審査会費になります。12節の委託料です。減額の440万円。こちら介護認定支援システム導入委託料となりますけれども、こちらを令和6年度末に機器のサポートが終了することから、機器更改を予定しておりましたが、令和7年度にシステム標準化が実施されることから、今回は機器更改を行わずに、保守を延長することになりましたので、今回減額するものでございます。

それから9ページを御覧ください。

2款の保険給付費です。こちらは11月までの実績と3月までの支払見込みを見込んだものになります。

主なものとしましては、介護サービス等諸費で1,040万円の増額補正となります。内訳としましては、居宅介護サービスが増加傾向にありまして、2,300万円の増額。また、施設入所サービ

スについては減少傾向にありまして、1,600万円の減額としております。

それから、介護保険財政調整基金になりますけれども、こちらのほう、令和5年度については858万円積み立てまして、取崩しは3,700万円、令和5年度末の基金の残高予定額としては1億37万5,069円となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

説明はよく分かりましたが、最後に説明された9ページ、居宅介護サービスが全体として増傾向で、施設介護サービス給付が減額傾向というふうにお話がありました。居宅介護サービスのいわゆる利用件数の変化というのについて、少し解説をしていただければと思うんですが、前年比でどれくらい増えているのか、分かれば答えいただきたい。分からなければ後からでも結構です。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

居宅要介護給付費なんですけれども、こちらは訪問介護サービスが通所のサービスになります。

今、令和4年度の実績と令和5年度の見込みを計算しますと、1,300万円ほどの増額となっております。

件数は、すみません、金額でしかちょっと今抑えておりませんのでよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

後で報告をお願いします。

はい、いいですか。

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

一般会計の時お話しいただいた、30ページの一般会計の保険事業勘定の繰出金が、ここに持ってくる高齢者の保険事業と介護予防事業一体的受託事業分ということでお尋ねしとったんですが、一般会計から持ってくるのに596万4,000円が、この繰入れでは1,019万9,000円になっているということは、どういうことかなと思ひまして、そこら辺をまた追加説明をお願いいたします。

それと、違うとかな質問が。（議長「いえいえ。」）ここの件じゃなかったんですかね。

一般会計の30ページの——（議長「一般会計ですね。」）答弁の中で——（議長「分かりました。」）繰出金で596万4,000円という、これがそうですと聞いておったんですが、繰入れとしたり1,019万9,000円とあるから、この差はどっから持ってきたんですかというのをお尋ねしよる。

それと、町長にお尋ねしたいんですが、この件に関して、さきの議会で、無申告加算税とか延滞金を取った、町民に多大な損失を与えた件について、どうするのかとお尋ねしとったんで

すが、その後の対応についてはどうなされたのか、2点お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

先ほど一般会計のほうで、繰出金として596万4,000円ということで、一般会計から介護保険特別会計繰出金のほうに繰り出すということで御説明をしまして、今、介護保険特別会計の6ページの繰入金のところになりますけれども、こちらの596万4,000円の内訳としましては、介護給付費繰入金の分が、補正額が29万円、それから地域支援事業費のほうで、先ほどの1,019万9,000円と人件費分75万4,000円を足しまして、1,095万3,000円の補正額、それからその他一般会計繰入金としまして、1節にあります一般事務費繰入金、それから認定事務費繰入金、人件費繰入金、これを合わせまして補正額が減額の527万9,000円となっております。

今お話ししました、3目の繰入金の補正額の合計が596万4,000円となります。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

9番議員さんが言われましたことにつきましては、1月29日の臨時会の時に御指摘をいただいた件だろうと思っております。

その件につきましては、重く受け止めておりまして、現在調査をしておりますので、精査をさせていただきたいと考えておりますので、時間的猶予をお願いしたいと思っております。

結論が出ましたら、議会のほうへ改めて御報告させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

今の副町長のとは、それで分かりました。

ちょっと早口で、住民福祉課長から聞いたんですけども、要は6ページの2目の1節の介護予防日常生活支援総合事業の中の説明の中にある2つですたいね、1,019万9,000円は上がつとるけど、一般会計の中の30ページの繰出金としてあるのは、596万4,000円の差は、どこから来たのかなというのをお尋ねしとるんです。

介護保険特別会計に繰り出すのはこれですから、受けるほうも596万4,000円と合うようにちょっとゆっくり説明をしていただきたい。私が理解度がちょっと足らんもんですから。再度。

一般会計の出すほうは596万4,000円、これは松尾センター長が言われたから分かるんです。そしたら、このお金がここにたくさん入つとるもんですから、それはどこから持ってきたのかなと思って、そこら辺を説明していただければ、分かるんですけど。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

すいません、同じ説明になるかもしれませんがよろしくお願いします。

一般会計から繰り出しております596万4,000円の内訳としましては、介護保険特別会計とこの議案予算書の6ページの一般会計繰入金の1目、2目、4目、それぞれ介護給付費繰入金、2目として地域支援事業繰入金、それから、その他一般会計繰入金として補正をしております。

その内訳としましては、介護給付費繰入金につきましては、現年度分の給付費負担金が29万円の補正額の増、それから地域支援事業費は、先ほど申しました高齢者の保険事業と介護予防一体的事業受託事業分1,019万9,000円の分と、それから下にありますその他一般会計繰入金で、人件費繰入金として当初組んでいたものを、今回、先ほど申しました2目の地域支援事業繰入金の人件費分として75万4,000円計上しているものでございます。

それから、4目のその他一般会計繰入金につきましては、1節の一般事務費繰入金が3,000円、それから、認定事務費繰入金が450万2,000円、3節の人件費繰入金が78万円、ここのその他一般会計繰入金、今申しました1節から3節の分については、プラスマイナスで補正額が減額の527万9,000円、今申しました補正額の合計が596万4,000円というふうになります。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

そしたらですよ、すみませんね、さっきよく理解しとらんだったものですから。30ページにある広域関係の受託事業収入が1,019万9,000円あったうちに、介護のほうに回ったお金は、繰出金として596万4,000円であって、残りについては、423万5,000円は、一般会計のほかで使っているという考えをすればいいわけでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（13時20分 休憩）

（13時33分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務理事。

総務理事（大平 弘明 君）

時間を取らせまして大変申し訳ございません。

須藤議員の御質問に対しまして、明細のほうを作成して、後ほどお示ししたいというふうに思いますので、御了承いただければと思います。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

須藤議員、それでいいでしょうか。

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

はい。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです、討論を終わります。

これから採決を行います。議案第25号 令和5年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第5 議案第26号 令和5年度 佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、議案第26号 令和5年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第26号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。1款後期高齢者医療保険料、補正額減額127万7,000円、計1億2,895万4,000円、1項後期高齢者医療保険料、補正額、計ともに同額です。

2款使用料及び手数料、補正額減額8,000円、計1万2,000円、1項手数料、補正額、計ともに同額です。

3 款繰入金、補正額減額 2 万2,000円、計4,990万4,000円、1 項一般会計繰入金、補正額減額 2 万2,000円、計4,898万円。

5 款諸収入、補正額減額1,625万4,000円、計28万4,000円、1 項延滞金、加算金及び過料、補正額8,000円、計 1 万円、4 項受託事業収入、減額1,626万2,000円、計ゼロ。

歳入合計、補正額減額1,756万1,000円、計 1 億7,930万8,000円。

歳出。1 款総務費、補正額減額 1 万2,000円、計254万2,000円、1 項総務管理費、補正額減額 4,000円、計206万1,000円、2 項徴収費、補正額減額8,000円、計48万1,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額減額126万9,000円、計 1 億7,639万4,000円、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額、計ともに同額です。

3 款保健事業費、補正額減額594万3,000円、計ゼロ、1 項保健事業費、補正額、計ともに同額です。

4 款諸支出金、補正額減額1,033万7,000円、計27万2,000円、2 項繰出金、補正額減額1,033万7,000円、計ゼロ。

歳出合計、補正額減額1,756万1,000円、計 1 億7,930万8,000円。

次の 2 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括については説明を割愛させていただきます。

3 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目、それから 2 目の後期高齢者医療の保険料、特別徴収保険料、それから普通徴収保険料でございますけれども、年度中の保険料の収入見込みのほうは、被保険者の死亡や転出による減、所得の更正による減ということで減額が見込まれますので、今回補正による減額を入れさせていただいております。

それから督促手数料、2 款 1 項 1 目の督促手数料ですけれども、こちらのほうも国民健康保険税と同様に、納期内の納付のほうが進んでおりまして、予算額よりも決算見込額のほうが少なくなるという見込みで、今回減額の補正を入れさせていただいております。

それから、3 款 1 項 1 目の事務費繰入金でございますけれども、説明欄のほうに記載しております高齢者保健事業と介護予防一体的事業の一般会計への予算の組替え、それから、未申告消費税の延滞の執行残分の減額を合わせました 2 万2,000円を減額補正させていただいております。

それから、4 ページの 5 款 4 項 1 目の受託事業収入でございますが、一般会計のほうから御説明のほうさせていただいております、後期高齢者広域連合からの受託料収入の一般会計への組替えに伴う減額ということで、皆減の補正を今回入れさせていただいております。

それから、5 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目の後期高齢者医療広域連合納付金でございますけれども、保険料分の減額の補正のほうを入れさせていただいております、こちらの金額に合わせた納付金の減額補正を入れております。

それから、6 ページでございますけれども、先ほどの歳入のほうでも御説明しました、広域連合からの受託料収入の歳出の部分になってまいりますけれども、こちらの予算のほうを一般会計のほうに組み替えるということで、2 款 1 項 1 目、それから 4 款 2 項 1 目のそれぞれ皆減の補正を入れさせていただいております。

説明については以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

一般会計と13万8,000円合わないのがどういったことかという説明をお願いします。

受託事業収入を一般会計で受け入れるって分かるんですけど、金額が13万8,000円合わんとですよ。それを、説明をお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

後期高齢者医療特別会計での減額と一般会計への組替えのほうで、議員おっしゃるとおり13万8,000円の予算の差がございます。

これは、後期高齢者医療特別会計のほうでは、今年度の事業予定ということで予算化したものでございますけれども、一般会計のほうに予算を組み替える際に、今年度の実績に基づいて予算化しておりますので、予算と実績のところでの差が13万8,000円ありまして、こちらの分が後期高齢者医療特別会計に比べて、一般会計に組み替えたときに13万8,000円減額になるという金額になっております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいでしょうか。

ほかに質疑。

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

今回の受託事業収入を今考えよるとですけれども、一番真っ先に、先議の関係なんですけど、後期高齢者医療特別会計がまずして、一般会計に戻して、それから介護保険特別会計に入れるようにせんと成り立たんのじゃないかと今思うたもんですけね、こっちが廃止するのが、介護保険特別会計より遅くなった議決をするというのは、果たしていいのかどうかと今考えようと思います。

執行としてどがん考えて上程順位をつけて、また議会で、そこら辺、見らっさんやったとかなど。これは廃止して、後期高齢者医療特別会計のお金に入れんで、一般会計から介護保険特別会計に入れるよという、1月29日の臨時会でそういう話だったと思うんですけど、そんならまず、後期高齢者医療特別会計を先議で上げて、2番目は一般会計補正予算、3番目が介護保険特別会計とすれば、成り立つと私は今思うたとですよ。あらっと思って。

持っていった先ば早う議決してしもうて、これが可決ならんだったら、どうなるのかなと思うて、そこら辺、誰に聞けばよかかなと思うて。予算の上程を検討したところ、ちょっとお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（13時45分 休憩）

（14時04分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
総務理事。

総務理事（大平 弘明 君）

時間を取らせまして申し訳ございません。
先ほどの須藤議員の御質問の件につきまして、お調べをちょっとさせていただきました。
地方議会事務提要の中に、上程順位についての設問がございまして、その中においては、法的にはいずれを先議しても差し支えないというふうなことでなっておりますので、今回の件につきまして、上程順位について、一般会計を先に審議をお願いしておりますけれども、この順番で審議のほうをお願いしていただければと考えております。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ということで、執行のほうから答弁がありました。
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

やはり法的には問題ないということでもありますけれども、やはり理解する側としては、順序を追って上程していただくように検討をして、上程をしていただきたいと希望いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

ただいま9番議員さんのほうから御指摘がありましたとおり、今後は十分協議をしながら提案をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第26号 令和5年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第6 議案第27号 令和5年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号） —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第6、議案第27号 令和5年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第27号 朗読）

説明につきましては、多世代包括支援センター長にさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。1款診療収入、補正額44万4,000円、計317万1,000円、1項外来収入、補正額、計とも同額です。

4款繰入金、補正額減額85万5,000円、計800万7,000円、2項基金繰入金、補正額減額85万5,000円、計151万8,000円。歳入合計、補正額減額41万1,000円、計1,296万5,000円です。

続きまして、歳出。

1款総務費、補正額減額41万1,000円、計1,116万7,000円、1項施設管理費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額減額41万1,000円、計1,296万5,000円です。

続きまして、2ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括については割愛させていただきます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

今回の補正の主な内容としましては、歳入の1款1項2目社会保険診療報酬収入23万4,000円並びに4目の外来一部負担金収入14万9,000円の増額補正となります。小児発達専門外来におきまして、当初の見込み人数よりも受診者の方が増えたことに伴い収入が増えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4番（永田 勝美 君）

収入が増えて、経費が減って、繰入金が減るという補正だと思いますけれども、その収入の増えた理由が、診療報酬が増えたということなのですが、その件数は何件ぐらい増えたのか。

それから、もう一つは支出のところで、会計年度任用職員、医療職パートタイマーの分の人

件費が増えて、行政職のパートタイマーが減ったというふうになっているんですけども、この内容について詳しく説明してほしいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

1件目の人数につきましては、社会保険診療に関しまして当初100人を見込んでおりましたが、今年度実績220名ほどを見込み、倍以上の受診者というふうになっております。

あと歳出のほうの、会計年度任用職員の医療職の分につきましては、人事院勧告による影響額の部分を今回の補正で対応させていただき、行政職パートの減額につきましては、病休のほうがちょっとあっております、その方の従事が今できなくなっております、減額となっております。

以上になります。

議 長（淡田 邦夫 君）
いいでしょうか。
ほかに質疑。
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

前からですけど、一千二、三百万円の事業費でこの診療所を運営なさっているんですけど、1週間に一、二回の開業をするということで、果たして診療所として特別会計を設置すべきなのかどうかって前から思っておったんですけども、一般会計の中で、目、節を診療所費として開設して経理していくほうがいいんじゃないかと私は思うんですけども、そこら辺の考え方について、全体的に開設者で特別会計をしなくちゃいかんとなっておるのかどうか、そこら辺分からんですけど、一般会計の中で診療所費として執行管理していく考えは検討なさる、あるかどうかだけで結構ですので。

議 長（淡田 邦夫 君）
副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

ただいまの件につきましては、今後しばらく時間をいただきまして、検討させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

検討も長くかかるもんですから、非常に難しい問題だろうと思うんですけども、残された期間で、もし調べてできなかったらできなかったでいいんですけど、まあそういうことで。結構です。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第27号 令和5年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第7 議案第28号 令和5年度 佐々町水道事業会計補正予算（第3号） —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第7、議案第28号 令和5年度佐々町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第28号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

それではめくっていただきまして、1、2ページを御覧ください。

1ページの収入につきましては、支出のほうの減額に伴います消費税、地方消費税の還付金の調整ということになっております。

2ページにつきましては、業務委託の完了等を見込みましての減額となっております。

それから、原水及び浄水費、それから配水及び給水費共に動力費を減額しておりますけれども、これは一般会計のほうでもちょっと御質問がございましたが、電気代の減額ということで、浄水場に関しましては、新電力のほうは活用しておりませんで、ずっと九州電力の利用ということになっております。これは、12月2号補正でも一度減額をさせていただいておるんですが、今回、電気料金に対する国の軽減措置が1月までとされておりましたものが、6月まで延長されましたことに伴いまして、更なる減額をさせていただいているところでございます。

ちなみに水道事業での電気代の合計ですけれども、令和4年度決算が4,137万4,963円。これに対しまして、今の、今回の補正まで含めたところの令和5年度の現計予算が3,260万円ということで、4年度決算に対しまして予算ベースで870万円ほどの減額というふうになっております。

続きまして、3ページを御覧ください。

こちら3ページにつきましても、支出につきましても、決算見込みに合わせての減額をさせていただき、収入のほうはその減額に伴う企業債の減額360万円をさせていただいているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

今、課長さんのほうから最後のほうに説明があったんですけれども、令和5年度で3,260万円ぐらいの利益が上がるということだったんですかね。（「電気代。」の声あり）失礼しました。電気代ですね。

6ページのほうに、当期純利益ですか、3,900万円ほどということを書いてございますけど、予算書の中で予備費がどこかありましたですね。ここに7,000万円ばかり余ったようになってるんですけど、そこら辺はどのように考えればいいんでしょうかね。2ページに予備費が7,000万円ほどあって、6ページのほうに当年度純利益が3,900万円ほど上がっているんですけど。これ、貸借対照表ですね。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

今のこの8ページにございますキャッシュ・フローの当年度純利益のことですけれども、これの簡単な見方といいますか、出し方を御説明いたしますと、2ページの予備費、補正後の現計予算で7,086万7,000円になります。ここから議案書のほうの1枚めくった裏側になるんですけれども、そちらをちょっと御覧いただきたいんですが、補正後の当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,157万1,000円とございます。これを引いていただきますと、予算上1,000円のズレが出てくるんですけれども、それを引いていただきますと、3,929万7,000円の純利益と。当年度の未処分利益剰余金ということで貸借対照表にも出てまいりますけれども、この数字が出てくるというふうなことでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

分かりました。当年度分の消費税及び地方消費税調整額については、その年度で使うということですね。分かりました。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第28号 令和5年度佐々町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第8 議案第29号 令和5年度 佐々町公共下水道事業会計補正予算（第3号） —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第8、議案第29号 令和5年度佐々町公共下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第29号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

下水道事業会計におきましても、上水道と同じように決算を見越した最終調整ということをしていただいております。それが主な補正の内容となっておりますが、2ページのほうに汚水ポンプ場費、雨水ポンプ場費、それから処理場費、それぞれに電気料の減額、動力費の減額をしておりますけど、これも先ほど御説明しました、国の軽減措置が延長されたことに伴う更なる減額ということですのでいただいているところです。下水道事業会計全体の電気料につきまして、令和4年度の決算額4,328万5,743円、これに対しまして、今回補正後の令和5年度の現計予算額4,032万7,000円となりまして、4年度決算に対して295万8,000円程度の減額というふうになっているところでございます。

それからめくっていただきまして、3ページを御覧ください。

3 ページの 1 款 3 項国庫補助金、1 目国庫補助金で社会資本整備総合交付金、汚水事業の 7 万 5,000 円を増額しておりますが、事業費としましては、その下、支出のほうの 1 目污水管路建設改良費で、委託料として、松瀬前地区の污水管布設工事設計業務委託料、減額の 85 万円としております。予算計上する際には、補助対象事業分と単独事業分を両方計上させていただいておりまして、実質合計で 800 万円の予算を計上しておったわけですが、執行残として 85 万円の減額をしております。ただ、補助対象分がそのうち 700 万円と見ておったところが、715 万円補助対象でみれるということになりましたので、国庫補助に関しては増額と。事業費は減額となっておりますけれども、補助金のほうは増額というふうな補正をさせていただいているところでございます。

戻っていただきまして、これら調整を行いました結果、1 ページですけれども、収入のところで雨水処理負担金、それから資本費繰入収益、これはどちらも一般会計からいただくお金ですけれども、合わせて 606 万 5,000 円の減額をさせていただいているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

前回から下水道の使用料ですか、値上げについて町長にして、2 年に一遍は上げるような答弁をいただいたと思うんですが、あと 2 年ばかりなんですけれども、どのように今お考えですか。それを一つお聞きしておきたいと思います。

それから、一般会計からの繰入金なんですけれども、汚水処理経費につきまして 2 億 8,000 万円ほどあるんですが、法定外と法定内の区分の金額をお知らせください。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど須藤議員からもお話がありましたように、やはり下水道事業がもう年数も経っておりまして、耐用年数も来る頃でございます。老朽対策もやらなきゃいけない、維持管理もやらなきゃいけないということを考えれば、やはりなるべく早く下水道経費については、見直しを行わなければなかなか厳しいところに来ているのではないかと、今考えているところでございまして、やはり全体で話し合いをしながら、今後どうするのかというのは考えていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（14時35分 休憩）

（14時36分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

休憩いただいて申し訳ございません。

一般会計の補助金の内訳でございますけれども、基準内の繰入れ、今回の補正後ですけれども、2億6,814万4,000円、基準外の繰入れが9,739万円、合計の3億6,553万4,000円というふうになっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

予算書の第5条に雨水処理経費を除く污水関係だろうと思うんですが、2億8,011万2,000円ってあるんですけど、今御答弁いただいたのは、合計して3億幾らっておっしゃったものですか、ここら辺は別にあるんでしょうか。

そして、もう1点、町長さんに全体で話し合いをしたいということなんですが、前から言っているように、聞いていただいていたのかもしれないんですけど、2年に一遍は見直していくという答弁をいただいていたんですけど、担当委員会のほうにそれは言うてあるのかも分らないんですけど、私が会議録を読んでいないのかも分らないんですけど、もう大体案はできているんじゃないかと思うんですけど、あと2年ばかりあるものですね、ことしするのか、次の世代の人に任せるのか、自分がもう一遍出てやろうと思わすのか、そこら辺もはっきり聞いておきたいなと思って。申し訳ないんですけど。計算はもうしていないんですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

申し訳ございません。今申しました、私が申し上げた数字は、雨水、污水合わせての数字を申し上げておりました。雨水を除いて、污水の分でいきますと、基準内繰入2億6,814万4,000円のうち1億8,272万2,000円が汚水分の基準内繰入ということになります。基準外繰入は全て污水でございますので、污水の分が9,739万円ということになります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

須藤議員がおっしゃるように、早くやるということで、案は一応この前お示しをさせていただいたと思うんですけど、なかなか今の物価高騰とかいろいろ考えれば、すぐに踏み切るというのはなかなか厳しいのではないかと。やはり住民の方にもそういうことを考えれば、今のところは厳しいのではないかと。ただ、本町もやはり一般会計からの繰出しも大分ありますので、今後十分考えながら、皆さん方と御相談をしながらやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

今、状況が厳しいということで、今の現状を続けるような答弁だったんですけれども、そして毎年、一般会計とかほかの福祉関係の予算が1億8,000万円、2億円近くは当然出していくという御考えであられるわけですかね。確認をしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

そういう使用料を上げなければそういうことになるわけでございますので、やはり節減しながら改造するところは改造しなければならないわけで、修繕するところは修繕をしながらやっていかなきゃならないと思っていますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

今の議論を伺っていますと、所管委員会で説明を受けた分と若干違うと思います。というのは下水につきましては、今回のし尿前処理施設等の歳入等も踏まえると、経営的にもここ一、二年で安定していくということで、基準外の繰入れもなくなっていくような見通しであるというふうに伺っております。反対に水道につきましては、近年努力して老朽管の布設替え等、未来に向けて投資を重ねておりまして、大きい工事を多々やっておるということで、現状の料金体制では厳しくなるのではないかという将来見通しが示されたというふうに認識しておるんですけれども、その議論とちょっと若干違うような答弁になっておりますので、その点は再度確認をさせていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

さきの産業建設文教委員会におきまして、上水道、下水道それぞれの財政収支の見通しを試算したものを御報告をさせていただいたところです。その中で、議員おっしゃるとおりの御説明をさせていただきました。上水道につきましては、今の事業費的なところを考えていきますと、更新事業をずっと継続してやっておりますので、今後厳しくなっていくというふうなことで、下水道に関しましては、起債の償還等が落ち着いてまいりますので、今まで非常に厳しかったところですが、ピークを過ぎてだんだん事業としては落ち着いていくというふうなことで、これまでとすると改善傾向というところがございます。ただ、下水道の使用料を全く上げなくていいかということにつきましては、今後の収支、物価高騰等もございまして、事業費がどんどん膨らんでいく傾向にございますので、また来年度、5年度の決算を迎えた後、また更に財政収支の見通しというのをもう一度立てたりしながら、先の見通しをもう少し詳しく見ていく必要があるかなと思っていますのでございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

所管委員会で調査させていただいた内容は、町長、非常に詳しく原課として分析して出されております。町長おっしゃっていただくのはありがたい話で、昨今の物価高騰等を考えますと、住民負担はなかなか上げていく方向は早めにしたくないというのは同様の考えですけれども、これをずっと我慢して据え置きますと、一遍な急激な値上げということになると、住民負担は反対に苦しくなりますので、将来展望をしかと執行内において捉えていただいて、所管委員会にでも再度示していただければというふうに意見として申し上げたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第29号 令和5年度佐々町公共下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 日程第9 議案第30号 令和6年度 佐々町一般会計予算 —
- 日程第10 議案第31号 令和6年度 佐々町国民健康保険特別会計予算 —
- 日程第11 議案第32号 令和6年度 佐々町介護保険特別会計予算 —
- 日程第12 議案第33号 令和6年度 佐々町後期高齢者医療特別会計予算 —
- 日程第13 議案第34号 令和6年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計予算 —
- 日程第14 議案第35号 令和6年度 佐々町水道事業会計予算 —
- 日程第15 議案第36号 令和6年度 佐々町公共下水道事業会計予算 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第9、議案第30号 令和6年度佐々町一般会計予算、日程第10、議案第31号 令和6年度佐々町国民健康保険特別会計予算、日程第11、議案第32号 令和6年度佐々町介護保険特別会計予算、日程第12、議案第33号 令和6年度佐々町後期高齢者医療特別会計予算、日程第13、議案第34号 令和6年度佐々町国民健康保険診療所特別会計予算、日程第14、議案第35号 令和6年度佐々町水道事業会計予算、日程第15、議案第36号 令和6年度佐々町公共下水道事業会計予算、以上の7議案を一括議題といたします。

55分まで暫時休憩といたします。

(13時46分 休憩)

(14時55分 再開)

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

以上、7議案を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

説明に当たっては、令和6年度の施政の概要と予算説明書の説明を求めます。

その後、各会計のかがみ朗読を各担当課長にお願いをいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは朗読させていただきます。

令和6年度の国の予算の動向。

国の令和6年度予算は、足元の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げや、民需主導の持続的な成長を実現していくために成立した令和5年度補正予算と一体として編成し、歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れを掴み取るための予算としております。

地方財政については、臨時財政対策債の発行額の縮減を行うなど、地方財政の健全化を図りつつ、地方の一般財源総額を適切に確保することとされております。

本県の財政状況でございます。

長崎県は、県税など自主財源に乏しく、脆弱な財政構造にあり、今後も社会保障関係費や公債費の増加が見込まれるなど、厳しい財政状況が続くものとなっています。

このような中、令和6年度当初予算においては、人件費や社会保障関係費など義務的経費が増加する中、歳入・歳出両面からの収支改善に取り組み財源不足額を圧縮しつつ、なお不足する財源について、基金の取崩しにより対応することとしております。

本町の財政状況と令和6年度以降の収支見通し。

本町の財政状況は、令和4年度決算では、全会計で実質収支黒字であり、地方公共団体の財政健全化に関する法律による各指標（実質赤字比率マイナス8.7%、連結実質赤字比率マイナス35.2%、実質公債費比率8.6%、将来負担比率マイナス95.6%）は良好な状態でありましたが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、前年度より9.9ポイント増の90.2%となりました。

本町の財政状況を見通すと、ここ数年増収であった町税のうち、個人町民税については定額減税の影響により減少するものと見込まれます。地方交付税をはじめ一般財源についても大きな伸びが見込めない中、庁舎建設事業やごみ処理施設基幹的改良事業などの大型事業の実施により、令和5年度に投資的事業のピークを迎えることとなりましたが、令和6年度においても例年以上の経費が見込まれます。さらに、人件費や社会保障関係費の増加、公共施設の老朽化対策、多様化するニーズへの対応などにより、基金を取り崩しながらの厳しい財政運営が続くものと見込まれます。

限りある財源を有効に活用する中で、将来世代に過度な負担を残さないように十分留意して各種施策を進める必要があり、町税や地方交付税などの一般財源も勘案しながら、引き続き、国県の補助金の積極的な活用などの財源確保に加えて、基金や地方債を効果的に活用し、無駄の排除による歳出削減に取り組むとともに、事業の選択と集中を図りながら、財政健全化に努めます。

令和6年度の予算編成。

令和6年度は、第7次佐々町総合計画と第2期佐々町総合戦略の4年目となり総合計画の成

果目標年度まで残り2年となったため戦略目標における成果指標（令和4年度実績）を確認し、目標達成に向けた予算編成を行うことで、基本構想に掲げられた町の将来像である「暮らしいちばん！住むならさざ～みんなが輝き、みんなで創るまち～」の実現に向けた各施策・事業を着実に推進することとしました。加えて、令和5年度に引き続き令和6年度においても、DX（デジタルトランスフォーメーション）、グリーン社会の実現など新たな取組を進めることを基本方針として予算編成をしました。

令和6年度の全会計予算の総額は142億6,611万円となりました。令和5年度当初予算と比較すると6億7,199万円の減額（4.5%減）となっています。

継続事業として、庁舎建設事業については、令和4年度に着手した新庁舎本体の建設工事を完成させ、必要な設備等の整備・移転作業を行い、令和7年1月に新たな防災拠点となる新庁舎での業務を開始します。また、新庁舎への移転後は現庁舎の解体工事に着手し、駐車場整備などを含めた全体計画の完了に向けて事業を進めます。し尿等前処理施設建設事業については、し尿や浄化槽汚泥の適正な処理のため、し尿等前処理施設の計画的で円滑な施設整備に取り組みます。令和6年11月1日供用開始後はし尿等の適切な前処理と施設の維持管理に努めます。

また、ごみの減量化及び資源化の拠点である佐々クリーンセンターの基幹的設備の更新等改良工事を行い、老朽劣化した施設機能の回復と延命化を図ります。併せて、CO₂等温室効果ガスの排出を削減した環境にも優しい施設へと改良を図り、令和7年4月1日に運転を開始します。

投資的事業として、幹線道路の整備のため、令和5年度から引き続き行う町道中央海岸線の舗装補修工事や、町道神田線（中川原地区）の歩道整備工事を行います。また、崩壊等の災害の発生から町民を守るため、堅山地区の法面保護工事を行います。このほか、浄水場の送水能力改善のため送水ポンプ室を築造します。令和8年度供用開始予定の3か年工事として、計画的かつ円滑な施設整備に取り組みます。供用開始から25年を経過している大新田中継ポンプ場については、建物や機器等の老朽化が進んでいるため、耐震補強・改築更新工事を実施します。

一方、ソフト事業として、医療・福祉分野では、動脈硬化検診において、尿中推定塩分摂取量の測定を実施し、一人一人が食生活の見直しや健康づくりの意識を高めることを目指します。また、軽度認知障害（MCI）や初期認知症の方等、認知症への移行するリスクが高い高齢者を対象とし、脳の活性化を図る学習療法と身体活動を組み合わせた教室を実施し、早期介入により認知症リスク者の症状改善・進行抑制に努めます。出産子育て支援として、多胎児の第2子以降の児に対する育児用品の配布や、退院後1年間、定期的な訪問支援を行うことにより、身体的・精神的・経済的負担の軽減に努めます。また、子育て支援に係る情報について、妊娠期から子育て期にかけた様々な健診結果等の記録や育児日記等の入力、必要な人へ、必要な情報を、必要なタイミングで情報提供できるようにするため電子母子手帳アプリを導入するほか、産後2週間、1か月等、産後間もない産婦に対する健康診査に係る費用を助成し、産後の初期段階における支援を強化します。更に、県補助金を活用し、幼児教育・保育の質の向上に取り組む保育園（認定こども園含む）に対し、園内研修等に参加した保育士等に対して、1人当たり2万円を支給します。このほか、第2期子ども子育て支援事業計画が令和6年度で終了することに伴い、令和7年度から令和11年度までの第3期子ども子育て支援事業計画を策定します。令和6年度に各種アンケート調査を実施し、その結果を参考に子ども・子育て会議において施策の検討を行い、計画書を策定します。

教育分野では、学校に来ることに困り感を抱えている子どもたちや、教室にスムーズに入れない子どもたちの居場所づくりと教室復帰を目的として設置した、小中学校のステップルームに心の教室相談員を活用し、子どもたちの相談や個々のペースに合わせた学習サポートを行います。さらに、西九州させば広域都市圏連携事業において、学校に通えず悩んでいる小中学生の居場所として、教室に通う人たちと関わりながら学習や小集団活動を行い、少しずつ自信を

つけて学校への再登校や社会的自立を目指す学校適応指導教室「サテライトあすなろ教室さざ（仮称）」を開設します。給食費公会計については、教職員の事務負担を軽減し、保護者の利便性の向上や徴収・管理の効率化、会計の透明性を確保するため、令和6年度は食材調達方法の検討や未納対応検討、条例、規則の整備等の準備を進めてまいります。また、小中学生を持つ家庭の子育て支援として、町内の小中学校に在籍する児童生徒の給食費について、学校給食費の負担軽減を図ります。中学生については、令和6年1月から実施した給食費の完全無償化を引き続き行います。小学生の給食費については、第1子20%、第2子40%、第3子以降100%の補助を継続していきます。

環境分野では、令和4年度に策定した地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、公共施設における具体的な取組を検討・実践し、着実な進展を図ります。

さらに、地域における温室効果ガス排出量に関する削減目標と施策方針等を定める佐々町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定します。また、国の補助金を活用し、太陽光発電と蓄電による電力の自家消費を推進するため、太陽光発電設備及び蓄電池を設置する一般家庭及び民間事業者への補助を行います。

産業・観光分野では、農業体験施設について、老朽化等の課題もあることから、財政負担を抑制でき、当該施設の所期の目的を達成できるような運用を図るため、民間提案型による公募を行い、当該施設の効果的な利活用を進めます。利活用方針が決定するまでは、学童の農業体験や事業所等による体験農園事業、合宿やイベントによる利用については現状を維持しながら引き続き行います。また、令和5年度に実施した林地台帳更新・意向調査準備業務委託の結果に基づき、今後、森林整備に向けて所有者への森林管理に係る意向調査を実施します。このほか、空き店舗等の解消及び地域経済の活性化を図るため、空き店舗等を活用して小売業・卸売業、飲食業、その他のサービス業を開業する事業者を対象に、内装・設備工事費等の改装費の一部について補助を行います。

新庁舎への移転に伴い、各種電子計算システムの整備や、新庁舎での電話交換体制への大幅変更（電話交換機クラウド化、固定電話機スマートフォン化）、執務室及び書庫の公文書管理の改善を進めるため公文書ファイリング方式による文書管理を行い、庁舎及び出先機関全体での事務の効率化を図ります。

このほか、人口減少・高齢化社会などによる地域経済の縮小や社会経済情勢の変化に対応するため、第7次総合計画前期計画及び第2期総合戦略（令和3年度から令和7年度）で設定した各施策・戦略事業を評価・検証し、令和8年度からの佐々町の進むべき方向について後期計画の策定に取り組みます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

それでは各会計のかがみの朗読を、各担当課長からお願いいたします。
税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

（議案第30号 朗読）

議長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

（議案第31号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

（議案第32号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

（議案第33号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

（議案第34号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

（議案第35号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

（議案第36号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

ありがとうございました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。
本日はこれにて延会とします。
お疲れさまでした。

（15時32分 延会）